

高病原性鳥インフルエンザ等 防疫対応マニュアル

制定 令和3年8月

滋賀県特定家畜伝染病対策会議

目次

第Ⅰ章 はじめに

- 第1 高病原性鳥インフルエンザとは 2
- 第2 目的および防疫対応方針 3
- 第3 用語の解説 5

第Ⅱ章 総則

第1 県の組織体制

- 1 滋賀県特定家畜伝染病対策会議設置要綱、体制図【平常時】 9
- 2 滋賀県特定家畜伝染病対策本部設置要綱、体制図【発生時】 14

第2 地域の組織体制

- 1 地域特定家畜伝染病対策会議設置要綱(準則)【平常時】 23
- 2 現地および地域特定家畜伝染病対策本部設置要綱(準則)【発生時】 26

第3 防疫作業従事者の動員方針 33

第Ⅲ章 防疫対応マニュアル

第1 防疫対応

- 1 高病原性鳥インフルエンザ等に係る危機レベル別対応総括表 43
- 2 連絡網 44

第2 防疫対応の概要

- 1 防疫対応スケジュール 47
- 2 各機関の役割分担 48
- 3 高病原性鳥インフルエンザ等発生時の防疫対応の概要 50

第3 実務・作業マニュアル

1 県内家きんで発生した場合の対応

- (第1ステージ) 異常家きんの届出から農場での病性鑑定までの措置 . . . 52
- (第2ステージ) 簡易検査陽性から病性判定までの措置 56
- (第3ステージ) 病性判定から防疫措置完了までの措置 79
- (第4ステージ) 防疫措置完了から移動制限解除までの措置 94

2 県内野鳥で発生した場合の対応 102

3 隣接府県で発生した場合の対応 104

第4 動員者(防疫作業従事者)の1日の動き 112

第5 防疫作業の指揮体制と発生農場周辺および集合場所の運営 128

第6 必要資材量等の目安 139

参考資料・様式 144

【別冊 1】防護具着脱手順

【別冊 2】緊急時の対応マニュアル

《 参考資料 》

第 1 高病原性鳥インフルエンザ発生時対応基本マニュアル

全庁ライブラリー100 庁内共有ファイル（組織別）—06 健康医療福祉部
—危機対応計画・マニュアル—感染症対策課

第 2 野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル

全庁ライブラリー100 庁内共有ファイル（組織別）—05 琵琶湖環境部—自然環境保全課

第 3 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日改正）

全庁ライブラリー100 庁内共有ファイル（組織別）—08 農政水産部—畜産課—危機管理
—家畜防疫に関する情報—特定家畜伝染病防疫指針

第 4 高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル

（平成 2 3 年 1 2 月農林水産省消費・安全局動物衛生課）

全庁ライブラリー100 庁内共有ファイル（組織別）—08 農政水産部—畜産課—危機管理
—家畜防疫に関する情報—農林水産省マニュアル

第 5 高病原性鳥インフルエンザウイルスに汚染された排せつ物等の処理に関する防疫作業マニュアル（平成 2 4 年 1 2 月農林水産省消費・安全局動物衛生課）

全庁ライブラリー100 庁内共有ファイル（組織別）—08 農政水産部—畜産課—危機管理
—家畜防疫に関する情報—農林水産省マニュアル

《 参考動画 》

第 1 防護服着脱手順動画

第 2 殺処分手順動画

第 3 車両消毒ビデオ

全庁ライブラリー100 庁内共有ファイル（組織別）—08 農政水産部—畜産課—危機管理
—防疫作業に関する動画集

第 I 章 はじめに

第1 高病原性鳥インフルエンザとは

鳥類のインフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（昭和二十六年五月三十一日法律第百六十六号）では、そのうち、次の3つを規定している。

1 高病原性鳥インフルエンザ

国際獣疫事務局（O I E）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥および七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病

2 低病原性鳥インフルエンザ

H5またはH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病

3 鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザウイルスおよび低病原性鳥インフルエンザウイルス以外のA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずらおよび七面鳥の疾病

高病原性鳥インフルエンザは、国際連合食糧農業機関（F A O）等の国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易および食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。高病原性鳥インフルエンザウイルスは、その伝播力の強さおよび高致死性から、ひとたびまん延すれば、（1）養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、（2）国民への鶏肉および鶏卵の安定供給を脅かし、（3）国際的にも、高病原性鳥インフルエンザの非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持・継続していく必要がある。さらに、海外では、家きんとの接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人への感染および死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。

低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した発生事例も確認されている。さらに、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に、公衆衛生の観点からも本ウイルスのまん延防止は重要である。

高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザについては、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から渡り鳥が飛来してウイルス

を持ち込む可能性があるほか、訪日外国人等の渡航者の増加や物流の活性化による人や物を介したウイルスの侵入も考えられることから、我が国に本病が侵入する可能性は高い。

令和2年～3年シーズンは、国内において過去最大となる発生事例が確認され、全国18県52事例の発生が確認された。本県においても、令和2年12月13日に発生が確認され、県内では初めてとなる防疫措置を実施した。

このため、常に国内にウイルスが侵入する可能性があるとの前提に立ち、家きんの所有者と行政機関および関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

第2 目的および防疫対応方針

1 目的

当マニュアルは、県内や隣接府県で高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザが発生もしくは農場における簡易検査や調査の結果、本病の可能性が否定できない場合等、発生の可能性がある場合、まん延防止対策等を迅速かつ適切に実施し、県民の健康と生命および安全を確保することを目的として作成する。

2 防疫対応方針

高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザの防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期発見および早期通報」、さらには「迅速かつ的確な初動対応」である。

このため、家きんの所有者、行政機関および関係団体は、次の役割分担のもと、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。また、万一の発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、まん延防止および早期終息を図る。

- (1) 家きんの所有者は、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて、第一義的責任を有していることから、家きんの健康観察と記録、高病原性鳥インフルエンザが疑われる場合の届出の習慣化・確実な実行、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守すること。
- (2) 県は、平時から、家きんの所有者や飼養衛生管理者、関係団体等に必要な情報提供を行うとともに、発生時に備えた準備を行うことに加え、飼養衛生管理に係る指導を行い、発生予防を徹底する。また、発生時には、当マニュアルに基づく防疫措置を迅速かつ的確に実行する。
- (3) 市町および関係団体は、県が行う家きんの所有者への指導や発生時に備えた準備、また、発生時に県が行う防疫措置に協力する。

高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザの防疫対応は、家畜伝染病予防法、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防

疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）」、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防およびまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（令和2年7月1日2消安第1567号農林水産省消費・安全局長通知）」、および当マニュアルに基づき実施する。なお、当マニュアルは上記防疫指針および留意事項に基づき作成し、これらの改正および必要に応じ見直すこととする。

第3 用語の解説

➤ **家畜伝染病予防法（家伝法）**

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、また、そのまん延を防止すること等を目的として制定された法律。

➤ **感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）**

感染症の発生およびまん延の防止を図り、公衆衛生の向上と増進を図ることを目的として制定された法律。防疫作業従事者の健康調査は、この法律に基づき行われる。

➤ **対象家きん**

家伝法および政令で定める次の家きん「鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥」。

➤ **防疫指針**

正式には「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）」。

家伝法に基づいて、重要な家畜伝染病に関して、発生時に具体的にどのような防疫措置を取るかを取りまとめた国の指針。

➤ **飼養衛生管理基準**

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関して守るべき、家伝法により定められた基準。

➤ **本病の患畜および疑似患畜**

防疫指針第5の2に規定のある項目に該当する家きんとして農林水産省が判定した家きん。

➤ **高病原性鳥インフルエンザ等**

当マニュアル内では、高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザの両方を合わせて、「高病原性鳥インフルエンザ等」と表記。両者で異なる防疫対応を行う時のみ、「高病原性鳥インフルエンザの場合」や「低病原性鳥インフルエンザの場合」と記載。

➤ **家畜保健衛生所（家保）**

本病や口蹄疫等の家畜伝染病のまん延防止および発生時に、防疫の中心的役割を担う県の機関。

➤ **家畜防疫員**

家伝法に規定する事務に従事させるため、知事が任命する県職員の獣医師。防疫作業の中心を担う。

➤ **統括責任者**

防疫措置現場に配置される県防疫対応班（家保）の家畜防疫員。防疫作業全体を統括し、状況に応じた迅速な判断により現地を指揮する。

➤ **農場内責任者**

発生農場内の防疫作業進捗状況を把握し、他の家畜防疫員等に指示するために、発生農場内に配置される家畜防疫員。

➤ **集合場所統括責任者**

集合場所全体の運営を統括し、状況に応じて迅速に判断、指揮するために集合場所に配置される現地対策本部の要員。

➤ **家畜防疫連絡調整員**

農政水産部長が指名する獣医師以外の職員。防疫措置現場において、連絡調整等円滑な防疫作業の支援を行う。

➤ **現地応援隊**

農業技術振興センター職員で構成し、特定家畜伝染病発生時に当該地域の現地対策本部の指揮下において、農場消毒、テント基地の設営・運営および集合場所の運営にあたる。

➤ **家きん飼養農場の規模（小規模・中規模・大規模）**

- ・ 小規模農場：対象家きんを100羽未満（だちょうにあっては、10羽未満）飼養している農場
- ・ 中規模農場：対象家きんを100羽以上（だちょうにあっては、10羽以上）飼養している農場
- ・ 大規模農場：対象家きんを10万羽以上（あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥および七面鳥にあっては、1万羽以上）飼養している農場

➤ **簡易検査**

市販の迅速診断キットを用いたA型インフルエンザ抗原を検出する簡易な検査。

➤ **バイオセキュリティ**

ある地域または区域内への疾病の侵入および拡散を招く潜在的な経路を特定し、それらのリスクを低減するために適用されるリスク管理措置。

➤ **ゾーニング**

発生農場からのウイルス拡散を防止するための区域分け。

- ・ 汚染ゾーン：防疫作業を行う区域
- ・ グレーゾーン：汚染ゾーンを出入りする物品等の消毒、防疫作業従事者の消毒および防護具の着脱を行う区域
- ・ 清浄ゾーン：防疫作業の指揮や防疫作業従事者の休憩等を行う区域

➤ **採卵鶏（レイヤー）**

鶏卵を生産するために飼養されている家きん。通常は、鶏舎内のケージの中で飼われ、年間で250～290個の卵を生み、成鶏での体重は1.7kg～2.0kg程度。

➤ **肉用鶏（ブロイラー）**

鶏肉を生産するために飼養されている家きん。通常は、7～8週間育ててから、食鳥処理場へ出荷される。7週間で出荷される場合の体重は2.3kg程度、8週間の場合は2.7kg程度。

➤ **種鶏**

採卵鶏や肉用鶏のヒナを生産するための親鳥。

➤ **ウインドウレス鶏舎**

窓（ウインドウ）のない鶏舎のこと。通常のウインドウレス鶏舎では、温度や光（照明）の管理、飼料や飲み水の管理等をコンピュータ制御で行っており、採卵（集卵）も自動化されている。また、採卵鶏のウインドウレス鶏舎の場合、多段型ケージが用いられていることが多い。

➤ **開放鶏舎**

鶏舎の内外を壁と窓、あるいはカーテンで仕切った鶏舎。

- **平飼い**
家きんが床面（地面）を自由に運動できるようにして飼育する方法。主に、肉用鶏と小規模の採卵鶏で平飼いされている。
- **テント基地**
作業者が更衣し、また、防疫資材や飲用水等を保管するため、汚染エリアに隣接して一時的に設営する仮設テント基地。脱衣テントの他、防疫作業従事者の休憩用テント等を設置する。
- **集合場所**
防疫作業従事者が動員のために集合し、作業の班分け、健康調査等、防護服等の着衣および防疫作業説明を受ける場所（P 1 1 2 「動員者（防疫作業従事者）の1日の動き」参照）。
- **フレコンバッグ**
フレキシブル・コンテナバッグの略。折りたたみ式の丈夫な袋で、殺処分した家きんや汚染物品等を入れる袋として使用。
- **油圧ショベル**
埋却溝の掘削や殺処分家きんの吊り下げ等に用いる重機で、ユンボ、バックホー、パワーショベルと呼ばれることがある。
- **コンパネ**
「コンクリートパネル」の略。コンクリートの型枠用に作られた合板。防疫作業の現場では、殺処分家きんの追い込みに使用。
- **感染性廃棄物容器**
医療廃棄物処理の専用容器。臭いや液漏れ等に対応した設計となっており、廃棄物収納後も高い段積みが可能で荷崩れしにくい。殺処分した家きんを焼却処分する際に利用。
- **ペール**
捕鳥した家きんを入れて運搬する大型のプラスチック容器。容器のフタには2か所の穴を開け、炭酸ガスによる殺処分作業に使用する。
- **フォークリフト**
荷物を運搬するための特殊車両で、パレットに積載した消石灰やコンテナに入れた殺処分家きんの運搬等に使用。
- **ホイールローダー**
バケットが付いた重機で、殺処分家きんや炭酸ガスボンベの運搬等に使用。
- **GPセンター**
グレーディング・アンド・パッキングセンターの略。家きん卵の格付（選別）および包装を行う施設。
- **移動式焼却炉**
家畜の伝染病の予防およびまん延防止のため、主に家きんの死体および汚染物品（家きんの卵、飼料等）を焼却するための国所有の防疫資材。

第Ⅱ章 総則

第 1 県の組織体制

滋賀県特定家畜伝染病対策会議設置要綱

【 平 常 時 】

(目的)

第1条 特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2に規定する「特定家畜伝染病防疫指針」の公表のある家畜伝染病をいう。）の発生に備え、関係機関が情報の共有化を図り、防疫対策等、県庁組織一体となり取り組む諸対策を円滑に推進することを目的とする。

(名称)

第2条 この会議は、滋賀県特定家畜伝染病対策会議（以下「県対策会議」という。）と称する。

(所掌事務)

第3条 県対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報の収集、分析に関する事項
- (2) 県民への正確な情報提供に関する事項
- (3) 特定家畜伝染病の防疫対策に関する事項
- (4) 関係機関、団体との連絡調整
- (5) その他必要な事項

(構成)

第4条 県対策会議は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 県対策会議には議長を置く。
- 3 議長は、農政水産部を担任する副知事をもって充てる。
- 4 議長は、県対策会議を代表し、会議を総括する。

(会議)

第5条 県対策会議は、議長が招集し会議を進行する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 県対策会議の事務を補助するため、県対策会議に幹事会を置き、議長の指示を受けて事務局長が招集し幹事会を進行する。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって充て、同表右欄に掲げる事務を所掌する。
- 3 事務局長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(地域特定家畜伝染病対策会議)

第7条 地域防災危機管理監は、県対策会議、管轄区域内の関係機関および市町との情報の共有化を図り、発生に備えた諸対策を円滑に推進するため地域特定家畜伝染病対策会議を設置する。ただし、直轄地域については県対策会議が行うものとする。

- 2 地域特定家畜伝染病対策会議の設置に必要な事項は、地域防災危機管理監の定めるところによる。

(事務局)

第8条 県対策会議の事務を処理するため、農政水産部および知事公室防災危機管理局に事務局を置く。

2 事務局長は、農政水産部の次長の職にある者をもって充てる。

3 事務局の庶務は、農政水産部畜産課および知事公室防災危機管理局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成30年12月17日から施行する。

2 滋賀県高病原性鳥インフルエンザ等対策会議設置要綱および滋賀県口蹄疫対策会議設置要綱は廃止する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

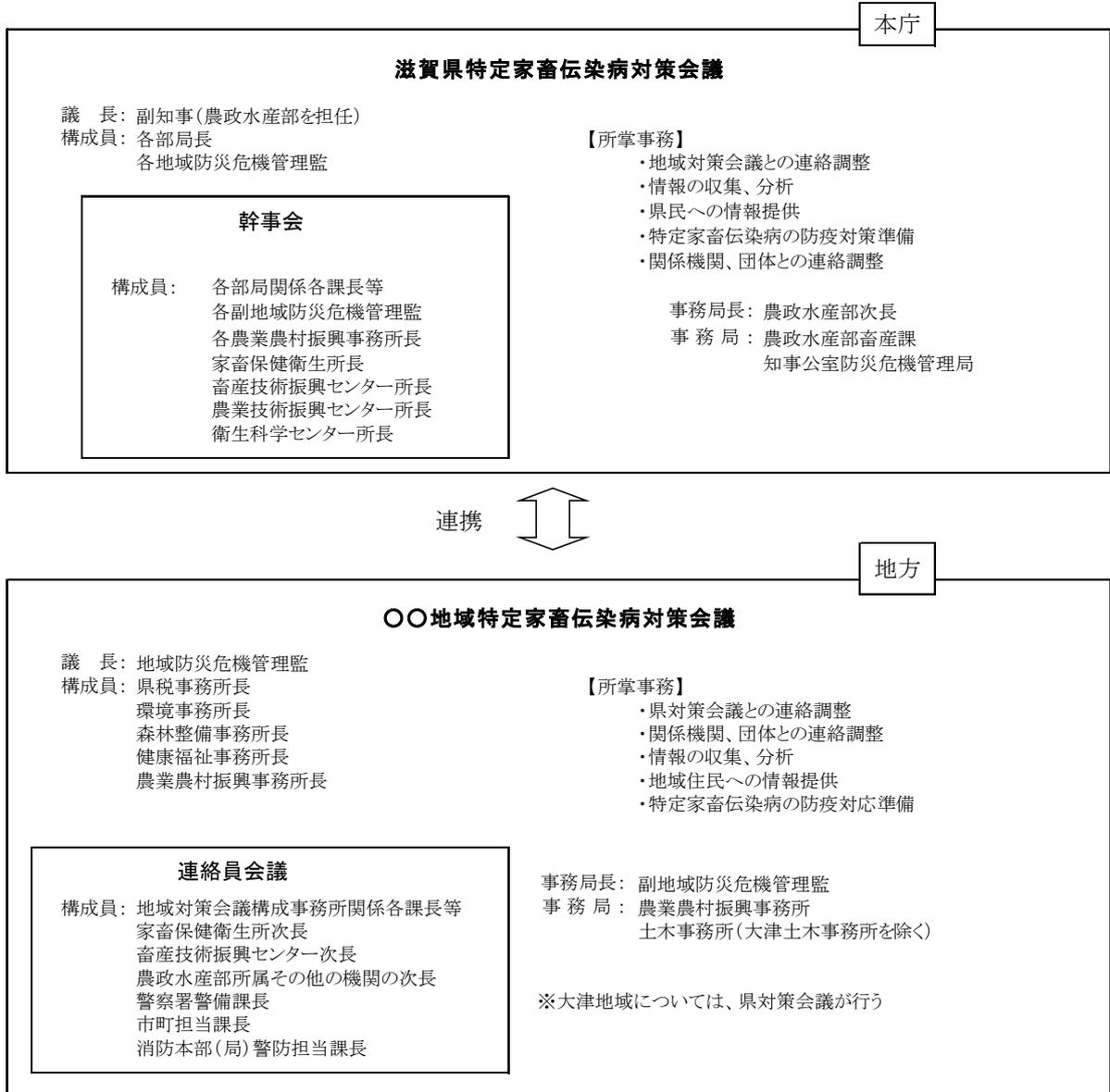
別表 1 (県対策会議：第 4 条関係)

議長	農政水産部を担任する副知事
構成員	知事公室長 防災危機管理監 総合企画部長 総務部長 文化スポーツ部長 琵琶湖環境部長 健康医療福祉部長 商工観光労働部長 農政水産部長 土木交通部長 会計管理者 地域防災危機管理監 企業庁長 議会事務局長 教育委員会教育長 警察本部長

別表 2 (幹事会：第 6 条関係)

幹事会構成員		所掌事務
知事公室	広報課長	広報等に関すること
	防災危機管理局 危機管理室長	危機管理全般に対する総合調整に関すること
総務部	人事課長	部内の連絡調整に関すること
	総務事務・厚生課長	職員の保健衛生に関すること
総合企画部	企画調整課長	部内の連絡調整に関すること
文化スポーツ部	文化芸術振興課長	部内の連絡調整に関すること
琵琶湖環境部	環境政策課長	部内の連絡調整に関すること
	循環社会推進課長	廃棄物処理に関すること
	自然環境保全課長	野鳥等に関すること
健康医療福祉部	健康福祉政策課長	部内の連絡調整に関すること
	障害福祉課長	畜産農家等に対するこころのケアに関するこ と
	感染症対策課長	人への感染対策に関すること
	薬務課長	抗インフルエンザウイルス薬に関すること
	生活衛生課長	環境衛生、食の安全、愛玩動物に関すること
	子ども・青少年局子育て支 援室長	保育所に関すること
商工観光労働部	商工政策課長	部内の連絡調整に関すること
農政水産部	農政課長	部内の連絡調整に関すること
	畜産課長	家畜の防疫対策に関すること
土木交通部	監理課長	部内の連絡調整に関すること
会計管理局	管理課長	物品等の購入に関すること
衛生科学センター所長		人、野鳥の検査に関すること
農業農村振興事務所長		地域における防疫対応に関すること
家畜保健衛生所長		家畜の検査および防疫対応に関すること
畜産技術振興センター所長		家畜の防疫支援に関すること
農業技術振興センター所長		防疫対応の支援に関すること
副地域防災危機管理監		地域における危機管理全般に対する総合調整 に関すること
企業庁	経営課長	水道事業に関すること
議会事務局	総務課長	県議会に関すること
教育委員会事務局	教育総務課長	教育委員会の総括に関すること
	高校教育課長	公立高校に関すること
	幼小中教育課長	公立幼稚園、小中学校に関すること
	特別支援教育課長	公立特別支援学校に関すること
	保健体育課長	学校保健、学校給食に関すること
警察本部	警備第二課長	警察支援業務の連絡調整に関すること
事務局	農政水産部畜産課	関係部局との連絡調整に関すること
	知事公室防災危機管理局	本部員会議等の運営に関すること

滋賀県特定家畜伝染病対策会議体制図【平常時】



特定家畜伝染病

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫・牛海綿状脳症・豚熱・アフリカ豚熱・牛疫・牛肺疫

滋賀県特定家畜伝染病対策本部設置要綱

【発生時】

(目的)

第1条 県内で特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2に規定する「特定家畜伝染病防疫指針」の公表のある家畜伝染病をいう。）が発生もしくは発生の可能性がある場合、情報の共有化を図り、県民の健康と生命および安全を確保するため、まん延防止対策等を迅速かつ適切に実施することを目的として設置する。

(名称)

第2条 この本部は、滋賀県特定家畜伝染病対策本部（以下「県対策本部」という。）と称する。

(構成)

第3条 県対策本部は、別表1に掲げる本部員をもって構成する。

- 2 県対策本部には本部長および副本部長を置く。
- 3 本部長は知事をもって充てる。
- 4 本部長は、県対策本部の事務を統括し、指揮監督する。
- 5 副本部長は、農政水産部を担任する副知事をもって充てる。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

(所掌事務)

第4条 県対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 国、他都道府県との連絡調整に関する事項
- (2) 情報の収集、分析に関する事項
- (3) 県民への正確な情報提供に関する事項
- (4) 特定家畜伝染病の防疫対策に関する事項
- (5) 人の健康管理に関すること
- (6) 野生動物に関すること
- (7) その他、必要な事項

(会議)

第5条 県対策本部に本部員会議を置く。

- 2 本部員会議は本部長、副本部長および本部員をもって組織する。
- 3 本部員会議は本部長が招集し主宰する。
- 4 本部長は、必要がある時は会議に本部員以外の者の出席を要請することができる。

(幹事会)

第6条 県対策本部の事務を補助するため、県対策本部に幹事会を置き、本部長の指示を受けて事務局長が招集し、幹事会を進行する。

- 2 幹事会は、高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザ（以下「高病原性鳥インフルエンザ等」という。）の場合は別表2、高病原性鳥インフルエンザ等以外（以下「口蹄疫等」という。）の場合は別表3に掲げる構成員をもって充て、同表右欄に掲げる事務を所掌する。
- 3 事務局長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(班の設置)

第7条 県対策本部長は、高病原性鳥インフルエンザ等の具体的な防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、別表4左欄に掲げる班・係を置き、同表中欄の事務を所掌させ、同表右欄の組織をもって充てるものとする。

2 県対策本部長は、口蹄疫等の具体的な防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、別表5左欄に掲げる班・係を置き、同表中欄の事務を所掌させ、同表右欄の組織をもって充てるものとする。

(現地および地域対策本部)

第8条 県対策本部長は、初動防疫およびまん延防止措置を迅速かつ円滑に実施するため、地域防災危機管理監に対し次に掲げる対策本部の設置を指示する。ただし、直轄地域については県対策本部が行うものとする。

(1) 発生もしくは発生の可能性がある市町を管轄する地域防災危機管理監に対し現地特定家畜伝染病対策本部（以下「現地対策本部」という。）の設置を指示する。

(2) 現地対策本部が設置された地域以外を管轄する地域防災危機管理監に対し地域特定家畜伝染病対策本部（以下「地域対策本部」という。）の設置を指示する。

2 現地対策本部および地域対策本部の設置に必要な事項は、地域防災危機管理監の定めるところによる。

(事務局)

第9条 県対策本部の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には事務局長および事務局次長を置く。

3 事務局長は農政水産部次長の職にある者をもって充てる。

4 事務局次長は知事公室防災危機管理局危機管理室長の職にある者をもって充てる。

5 事務局の庶務は、農政水産部および知事公室防災危機管理局の職員をもって充てる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成30年12月17日から施行する。

2 滋賀県高病原性鳥インフルエンザ等対策本部設置要綱および滋賀県口蹄疫対策本部設置要綱は廃止する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（県対策本部：第3条関係）

職名	充当職等
本部長	知事
副本部長	農政水産部を担任する副知事
本部員	知事公室長 防災危機管理監 総務部長 総合企画部長 文化スポーツ部長 琵琶湖環境部長 健康医療福祉部長 商工観光労働部長 農政水産部長 土木交通部長 会計管理者 地域防災危機管理監 企業庁長 議会事務局長 教育委員会教育長 警察本部長

別表2 高病原性鳥インフルエンザ等の場合（幹事会：第6条関係）

管轄部局	構成員	所掌事務
知事公室	広報課長	広報等に関すること
	防災危機管理局 危機管理室長	危機管理全般に対する総合調整に関すること
総務部	人事課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	総務事務・厚生課長	職員の保健衛生に関すること
総合企画部	企画調整課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
文化スポーツ部	文化芸術振興課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
琵琶湖環境部	環境政策課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	循環社会推進課長	廃棄物処理に関すること
	自然環境保全課長	野鳥等に関すること
健康医療福祉部	健康福祉政策課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	障害福祉課長	畜産農家等に対するこころのケアに関すること
	感染症対策課長	人への感染対策に関すること
	薬務課長	抗インフルエンザウイルス薬に関すること
	生活衛生課長	環境衛生、食の安全、愛玩動物に関すること
	子ども・青少年局子育て 支援室長	保育所の飼育鳥に関すること
商工観光労働部	商工政策課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
農政水産部	農政課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	畜産課長	家畜の防疫対策に関すること
土木交通部	監理課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
会計管理局	管理課長	物品等の購入に関すること
衛生科学センター所長		人、野鳥の検査に関すること
副地域防災危機管理監		現地対策本部または地域対策本部に関すること
企業庁	経営課長	水道事業に関すること
議会事務局	総務課長	県議会に関すること
教育委員会事務局	教育総務課長	教育委員会の総括に関すること
	高校教育課長	公立高校に関すること
	幼小中教育課長	公立幼稚園、小中学校に関すること
	特別支援教育課長	公立特別支援学校に関すること
	保健体育課長	学校保健、学校給食に関すること
警察本部	警備第二課長	警察支援業務の連絡調整に関すること
事務局	農政水産部	関係部局との連絡調整に関すること
	知事公室防災危機管理局	本部員会議等の運営に関すること

別表3 口蹄疫等の場合（幹事会：第6条関係）

管轄部局	構成員	所掌事務
知事公室	広報課長	広報等に関すること
	防災危機管理局 危機管理室長	危機管理全般に対する総合調整に関すること
総務部	人事課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	総務事務・厚生課長	職員の保健衛生に関すること
総合企画部	企画調整課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
文化スポーツ部	文化芸術振興課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
琵琶湖環境部	環境政策課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	循環社会推進課長	廃棄物処理に関すること
	自然環境保全課長	野生動物に関すること
健康医療福祉部	健康福祉政策課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	障害福祉課長	畜産農家等に対するこころのケアに関すること
	生活衛生課長	環境衛生、食の安全、愛玩動物に関すること
商工観光労働部	商工政策課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
農政水産部	農政課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	畜産課長	家畜の防疫対策に関すること
土木交通部	監理課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
会計管理局	管理課長	物品等の購入に関すること
副地域防災危機管理監		現地対策本部または地域対策本部に関すること
議会事務局	総務課長	県議会に関すること
教育委員会 事務局	教育総務課長	教育委員会の総括に関すること
警察本部	警備第二課長	警察支援業務の連絡調整に関すること
事務局	農政水産部	関係部局との連絡調整に関すること
	知事公室防災危機管 理局	本部員会議等の運営に関すること

別表4 高病原性鳥インフルエンザ等の場合（班の設置：第7条関係）

班名 (班長)	係	所掌事務	担当
防疫総括班 (農政水産部長)	総務係	防疫総括班の総括 防疫措置の全体調整 国、都道府県、市町、関係団体等との連絡調整	畜産課・農政課
	情報係	発生状況、防疫対応状況等の情報収集 対策本部に関する広報資料の統括	
	庶務係	手当金、負担金に関すること 物品購入等に係る経理 発生に伴う経営安定に関すること	
	資材管理係	防疫資材の手配調整 協力要請団体との連絡調整	
	動員調整係	動員計画の調整 県外派遣者等に係る調整	
防疫対応班 (家畜保健衛生所長)	総務係	防疫対応班の総括 防疫総括班、現地対策本部との連絡調整	家畜保健衛生所・畜産技術振興センター
	発生地係	発生農場における防疫対応、疫学調査	
	集合場所係	集合場所での連絡調整、防疫作業指導	
	原因究明係	国の調査チーム対応 異常家さん、防疫作業等の記録・撮影	
	焼埋却係	焼埋却地に係る防疫対応	
	評価係	処分家さん等、移動制限等に係る損失評価	
	疫学調査係	疫学関連家さんの調査	
	移動規制係	制限区域内の畜産農家等への指導 発生状況調査、制限の対象外に係る調査等	
病性鑑定係	異常家さんの検査、その他病性鑑定		
総務調整班 (防災危機管理監)	総務係	各部局、現地および地域対策本部との連絡調整 消防支援業務の連絡調整に関すること 自衛隊派遣要請に関すること	防災危機管理局危機管理室
	広報係	広報等に関すること	広報課
保健班 (健康医療福祉部長)	精神保健係	畜産農家等に対するこころのケアに関すること	障害福祉課
	感染対策係	人への感染対策に関すること	感染症対策課 薬務課
	食の安全係	環境衛生、食の安全、愛玩動物に関すること	生活衛生課
野鳥対応班 (琵琶湖環境部長)		野鳥等に関すること	自然環境保全課
		野鳥の検査に関すること	衛生科学センター

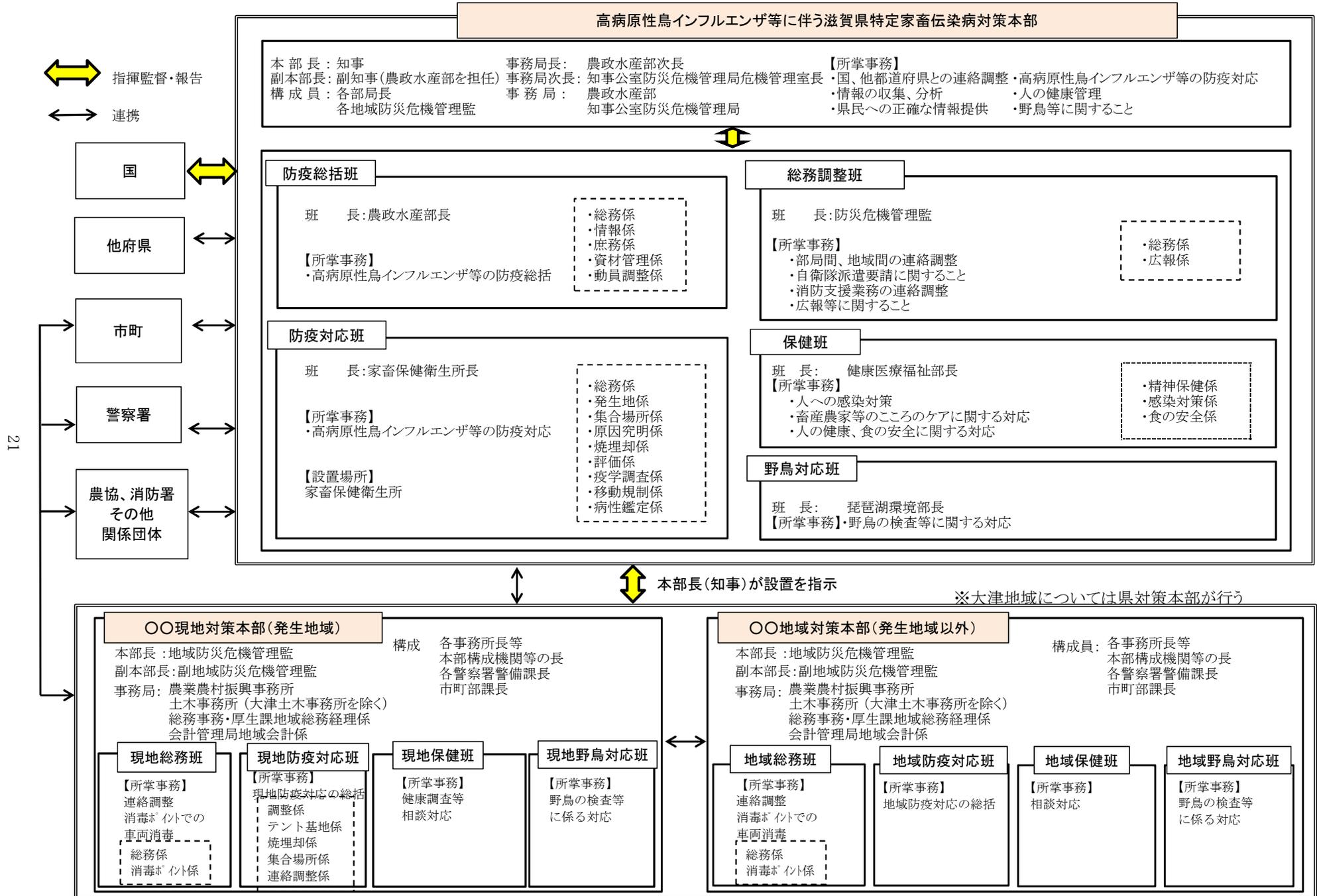
別表5 口蹄疫等の場合（班の設置：第7条関係）

班名 (班長)	係	所掌事務	担当
防疫総括班 (農政水産部長)	総務係	防疫総括班の総括 防疫措置の全体調整 国、都道府県、市町、関係団体等との連絡調整	畜産課・ 農政課
	情報係	発生状況、防疫対応状況等の情報収集 対策本部に関する広報資料の統括	
	庶務係	手当金、負担金に関すること 物品購入等に係る経理 発生に伴う経営安定に関すること	
	資材管理係	防疫資材の手配調整 協力要請団体との連絡調整	
	動員調整係	動員計画の調整 県外派遣者等に係る調整	
防疫対応班 (家畜保健衛生所長)	総務係	防疫対応班の総括 防疫総括班、現地対策本部との連絡調整	家畜保健 衛生所・ 畜産技術 振興セン ター
	発生地係	発生農場における防疫対応、疫学調査	
	集合場所係	集合場所での連絡調整、防疫作業指導	
	原因究明係	国の調査チーム対応 異常家畜、防疫作業等の記録・撮影	
	埋却係	埋却地に係る防疫対応	
	評価係	処分家畜等、移動制限等に係る損失評価	
	疫学調査係	疫学関連家畜の調査	
	移動規制係	制限区域内の畜産農家等への指導 発生状況調査、制限の対象外に係る調査等	
総務調整班 (防災危機管理監)	総務係	各部局、現地および地域対策本部との連絡調整 消防支援業務の連絡調整に関すること 自衛隊派遣要請に関すること	防災危機 管理局危 機管理室
	広報係	広報等に関すること	広報課
保健班 (健康医療福祉部長)	精神保健係	畜産農家等に対するこころのケアに関すること	障害福祉 課
	食の安全係	環境衛生、食の安全、愛玩動物に関すること	生活衛生 課
野生動物対応班* (琵琶湖環境部長)	総務係	野生動物対応班の総括	自然環境 保全課
	情報係	野生動物に関する情報収集等	

※ 口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の場合に限る

(高病原性鳥インフルエンザ等の場合)

滋賀県特定家畜伝染病対策本部体制図【発生時】



第Ⅱ章 総則

第2 地域の組織体制

〇〇地域特定家畜伝染病対策会議設置要綱（準則）

【 平 常 時 】

（目的）

第1条 特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2に規定する「特定家畜伝染病防疫指針」の公表のある家畜伝染病をいう。）の発生に備え、危機管理体制の一環として、〇〇地域管内の関係機関が情報の共有化を図り、防疫対応等、諸対策を円滑に推進するため、滋賀県特定家畜伝染病対策会議（以下「県対策会議」という。）設置要綱第7条に基づき設置する。

（名称）

第2条 この会議は、〇〇地域特定家畜伝染病対策会議（以下「地域対策会議」という。）と称する。

（所掌事務）

第3条 地域対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報の収集、分析に関する事項
- (2) 地域住民への正確な情報提供に関する事項
- (3) 特定家畜伝染病の防疫対策に関する事項
- (4) 県対策会議との連絡調整
- (5) 関係機関、団体との連絡調整
- (6) その他必要な事項

（構成）

第4条 地域対策会議は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 地域対策会議には議長を置く。
- 3 議長は、地域防災危機管理監をもって充てる。
- 4 議長は、地域対策会議を代表し、会議を総括する。

（会議）

第5条 地域対策会議は、議長が招集し会議を進行する。

- 2 議長は、必要がある時は会議に構成員以外の者の出席を要請することができる。

（連絡員会議）

第6条 地域対策会議の事務を補助するため、地域対策会議に連絡員会議を置く。

- 2 連絡員会議は、議長の指示を受けて事務局長が招集し連絡員会議を進行する。
- 3 連絡員会議は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 4 事務局長は、必要がある時は連絡員会議に構成員以外の者の出席を要請することができる。
- 5 連絡員会議の構成員は、別表3に掲げる事務を所掌する。

（事務局）

第7条 地域対策会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局長は、副地域防災危機管理監の職にある者をもって充てる。
- 3 事務局の庶務は、農業農村振興事務所および土木事務所（大津土木事務所を除く）において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年12月17日から施行する。
- 2 ○○地域高病原性鳥インフルエンザ等対策会議設置要綱（準則）および○○地域口蹄疫対策会議設置要綱（準則）は廃止する。

付 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（地域対策会議：第4条関係）

議長	地域防災危機管理監
構成員	県税事務所長 環境事務所長 森林整備事務所長 健康福祉事務所長 農業農村振興事務所長 その他議長が構成員とする機関等の長

別表2（連絡員会議：第6条関係）

構成員	地域対策会議構成事務所 家畜保健衛生所 畜産技術振興センター 農政水産部所属その他機関 警察署 市町 消防本部（局） その他議長が構成員とする者	関係課長等 次長 次長 次長 警備課長 担当課長 警防担当課長
-----	---	---

別表3（連絡員会議構成員の所掌事務：第6条関係）

連絡員会議構成員	所掌事務
土木事務所	情報収集、県対策会議との連絡調整 各事務所、各地域対策会議との連絡調整 市町、警察署、関係機関・団体との連絡調整
農業農村振興事務所	防疫対応の準備 市町、関係機関・団体との連絡調整
健康福祉事務所	防疫作業従事者*1等の健康調査等 感染症に係る対応 人の健康、食の安全に係る情報提供 市町、関係機関・団体との連絡調整
森林整備事務所	野鳥等への対応 市町、関係機関・団体との連絡調整
県税事務所 環境事務所 その他議長が構成員とする機関等	連携・協力
家畜保健衛生所	防疫対応の技術的助言・指導
畜産技術振興センター	家畜の防疫支援
農政水産部所属その他の機関	防疫対応の準備、連携・協力
警察署	県警察本部との連絡調整
市町	市町関係各課との連絡調整
消防本部（局）	消防関係業務の調整 各消防署等との連絡調整

*防疫対応とは農場、焼埋却地、消毒ポイント等における防疫作業。

*1 感染鳥類またはその排泄物等に接触したすべての者を含む。

〇〇現地および〇〇地域特定家畜伝染病対策本部設置要綱（準則）

【 発 生 時 】

（目的）

第1条 特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2に規定する「特定家畜伝染病防疫指針」の公表のある家畜伝染病をいう。）が発生もしくは発生の可能性がある場合、危機管理対策の一環とし、初動防疫およびまん延防止対策を迅速かつ円滑に実施するため、滋賀県特定家畜伝染病対策本部（以下「県対策本部」という。）設置要綱第8条に基づき設置する。

（名称）

第2条 この本部は、〇〇現地および〇〇地域特定家畜伝染病対策本部と称する。
2 発生もしくは発生の可能性のある市町が管内に所在する場合は、〇〇現地特定家畜伝染病対策本部（以下「現地対策本部」という）と称する。
3 前項以外の場合は、〇〇地域特定家畜伝染病対策本部（以下「地域対策本部」という）と称する。

（構成）

第3条 現地および地域対策本部は特定家畜伝染病が発生した場合には、別表1に掲げる本部員をもって構成する。
2 現地および地域対策本部には本部長および副本部長を置く。
3 本部長は地域防災危機管理監をもって充て、現地対策本部および地域対策本部の事務を統括し、指揮監督する。
4 副本部長は副地域防災危機管理監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。
5 その他本部長が指名する者をもって充てる。

（所掌事務）

第4条 現地および地域対策本部構成員は、高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザ（以下「高病原性鳥インフルエンザ等」という。）の場合には、別表2に掲げる事務を所掌する。
2 現地および地域対策本部構成員は、高病原性鳥インフルエンザ等以外（以下「口蹄疫等」という。）の場合は、別表5に掲げる事務を所掌する。

（会議）

第5条 現地および地域対策本部に本部員会議を置く。
2 本部員会議は本部長、副本部長および本部員をもって組織する。
3 本部員会議は本部長が招集し主宰する。
4 本部長は、必要がある時は会議に本部員以外の者の出席を要請することができる。

（班の設置）

第6条 現地対策本部長は、高病原性鳥インフルエンザ等の現地における具体的な防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、別表3左欄に掲げる班・係を置き、同表中欄の事務を所掌させ、同表右欄の組織をもって充てるものとする。
2 現地対策本部長は、口蹄疫等の現地における具体的な防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、別表6左欄に掲げる班・係を置き、同表中欄の事務を所掌させ、同表右欄の

組織をもって充てるものとする。

- 3 地域対策本部長は、県対策本部との連携を円滑に実施するため、高病原性鳥インフルエンザ等の場合は別表4、口蹄疫等の場合は別表7の左欄に掲げる班・係を置き、同表中欄の事務を所掌させ、同表右欄の組織をもって充てる。
- 4 現地および地域対策本部各班の班長および班員は、本部長が指名する者をもって充てる。

(事務局)

第7条 現地および地域対策本部の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の庶務は、農業農村振興事務所、土木事務所(大津土木事務所を除く)、総務事務・厚生課地域総務経理係および会計管理局地域会計係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年12月17日から施行する。
- 2 ○○現地および○○地域高病原性鳥インフルエンザ等対策本部設置要綱(準則)、○
○現地および○○地域口蹄疫対策本部設置要綱(準則)は廃止する。

付 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (現地および地域対策本部：第3条関係)

本部長	地域防災危機管理監
副本部長	副地域防災危機管理監
本部員	県税事務所長 環境事務所長 森林整備事務所長 健康福祉事務所長 農業農村振興事務所長 農政水産部所属管内その他の機関の長 警察署警備課長 市町長の指名する者 その他本部長が本部員とする機関等の長

別表 2 高病原性鳥インフルエンザ等の場合（所掌事務：第4条関係）

対策本部構成員	所掌事務
土木事務所	現地対策本部または地域対策本部の総括 県対策本部、各事務所、現地対策本部および各地域対策本部との連絡調整 防疫作業従事者等の動員調整 消毒ポイントの設営および車両消毒 市町、警察署、関係機関・団体との連絡調整 防疫対応
農業農村振興事務所	防疫対応の総括 テント基地、焼埋却地および集合場所の調整、設営および管理 消毒ポイントの調整および管理 資材等の調達、管理および輸送 市町、関係機関・団体との連絡調整 防疫対応
健康福祉事務所	健康状況調査に係る必要物品の調達 防疫作業従事者等*1の健康調査等 人の健康および食の安全に係る情報提供 市町、関係機関・団体との連絡調整
森林整備事務所	野鳥等への対応 市町、関係機関・団体との野鳥に係る連絡調整
総務事務・厚生課地域総務経理係 会計管理局地域会計係 県税事務所 環境事務所 農政水産部所属その他の機関 その他本部長が本部員とする機関等	防疫対応
警察署	県警察本部との連絡調整 防疫対応業務の警戒
市町	県および市町間の連絡調整 住民説明会の開催調整 防疫対応への協力 処分方法に係る連絡調整 小規模飼養者および愛玩鳥飼養者への対応
消防本部（局）	消防関係業務の調整 各消防署等との連絡調整 特殊消防車両等の支援に関すること

*防疫対応とは農場、焼埋却地、消毒ポイント等における防疫作業。

*防疫対応に従事する要員は、原則として構成員全職員を対象とする。

*1 感染鳥類またはその排泄物等に接触したすべての者を含む。

別表3 高病原性鳥インフルエンザ等の場合（班の設置：第6条関係）

班・係名	主な所掌事務	構成員
現地総務班		土木事務所
総務係	現地対策本部の総括 県対策本部等との連絡調整 防疫作業従事者等の動員調整	
消毒ポイント係	消毒ポイントの設営および車両消毒	
現地防疫対応班		農業農村振興事務所
調整係	現地防疫対応の総括 テント基地、焼埋却地および集合場所の調整 消毒ポイントの調整および管理 資材等の調達、管理および輸送 住民説明会の開催等 小規模飼養者に係る市町との連絡調整	
テント基地係	発生農場に隣接するテント基地の設営および管理 現地防疫対応の進捗把握および報告	
焼埋却係	焼埋却地に係る防疫対応	
集合場所係	集合場所の設営および管理	
連絡調整係	連絡調整に関すること 記録の作成等	家畜保健衛生所 (家畜防疫連絡調整員)
現地保健班	健康状況調査に係る必要物品の調達 防疫作業従事者等*1の健康調査等 人の健康および食の安全に係る情報提供	健康福祉事務所
現地野鳥対応班	野鳥等への対応	森林整備事務所

*1 感染鳥類またはその排泄物等に接触したすべての者を含む。

別表4

班・係名	所掌事務	構成員
地域総務班		土木事務所
総務係	地域対策本部の総括 県対策本部等との連絡調整 防疫作業従事者等の動員調整	
消毒ポイント係	消毒ポイントの設営および車両消毒	
地域防疫対応班	地域防疫対応の総括 消毒ポイントの調整および管理 資材等の調達、管理および輸送 小規模飼養者に係る市町との連絡調整	農業農村振興事務所
地域保健班	人の健康および食の安全に係る情報提供	健康福祉事務所
地域野鳥対応班	野鳥等への対応	森林整備事務所

別表5 口蹄疫等の場合（所掌事務：第4条関係）

対策本部構成員	所掌事務
土木事務所	現地対策本部または地域対策本部の総括 県対策本部、各事務所、現地対策本部および各地域対策本部との連絡調整 防疫作業従事者等の動員調整 消毒ポイントの設営および車両消毒 市町、警察署、関係機関・団体との連絡調整 防疫対応
農業農村振興事務所	防疫対応の総括 テント基地、焼埋却地および集合場所の調整、設営および管理 消毒ポイントの調整および管理 資材等の調達、管理および輸送 市町、関係機関・団体との連絡調整 防疫対応
健康福祉事務所	防護具の着脱指導および補助 防疫対応
森林整備事務所*	野生動物に関する情報収集 市町、関係機関・団体との野生動物に係る連絡調整
総務事務・厚生課地域総務経理係 会計管理局地域会計係 県税事務所 環境事務所 農政水産部所属その他の機関 その他本部長が本部員とする機関等	防疫対応
警察署	県警察本部との連絡調整 防疫対応業務の警戒
市町	県および市町間の連絡調整 住民説明会の開催調整 防疫対応への協力 処分方法に係る連絡調整
消防本部（局）	消防関係業務の調整 各消防署等との連絡調整 特殊消防車両等の支援に関すること

※口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の場合に限る

*防疫対応とは農場、焼埋却地、消毒ポイント等における防疫作業。

*防疫対応に従事する要員は、原則として構成員全職員を対象とする。

別表6 口蹄疫等の場合（班の設置：第6条関係）

班・係名	主な所掌事務	構成員
現地総務班		土木事務所
総務係	現地対策本部の総括 県対策本部等との連絡調整 防疫作業従事者等の動員調整	
消毒ポイント係	消毒ポイントの設営および車両消毒	
現地防疫対応班		農業農村振興事務所
調整係	現地防疫対応の総括 テント基地、焼埋却地および集合場所の調整 消毒ポイントの調整および管理 資材等の調達、管理および輸送 住民説明会の開催等	
テント基地係	発生農場に隣接するテント基地の設営および管理 現地防疫対応の進捗把握および報告	
埋却係	埋却地に係る防疫対応	
集合場所係	集合場所の設営および管理	
着脱指導係	防護具の着脱指導および補助	
連絡調整係	連絡調整に関すること 記録の作成等	家畜保健衛生所 (家畜防疫連絡調整員)
現地野生動物 対応班*	野生動物に関する情報収集	森林整備事務所

※口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の場合に限る

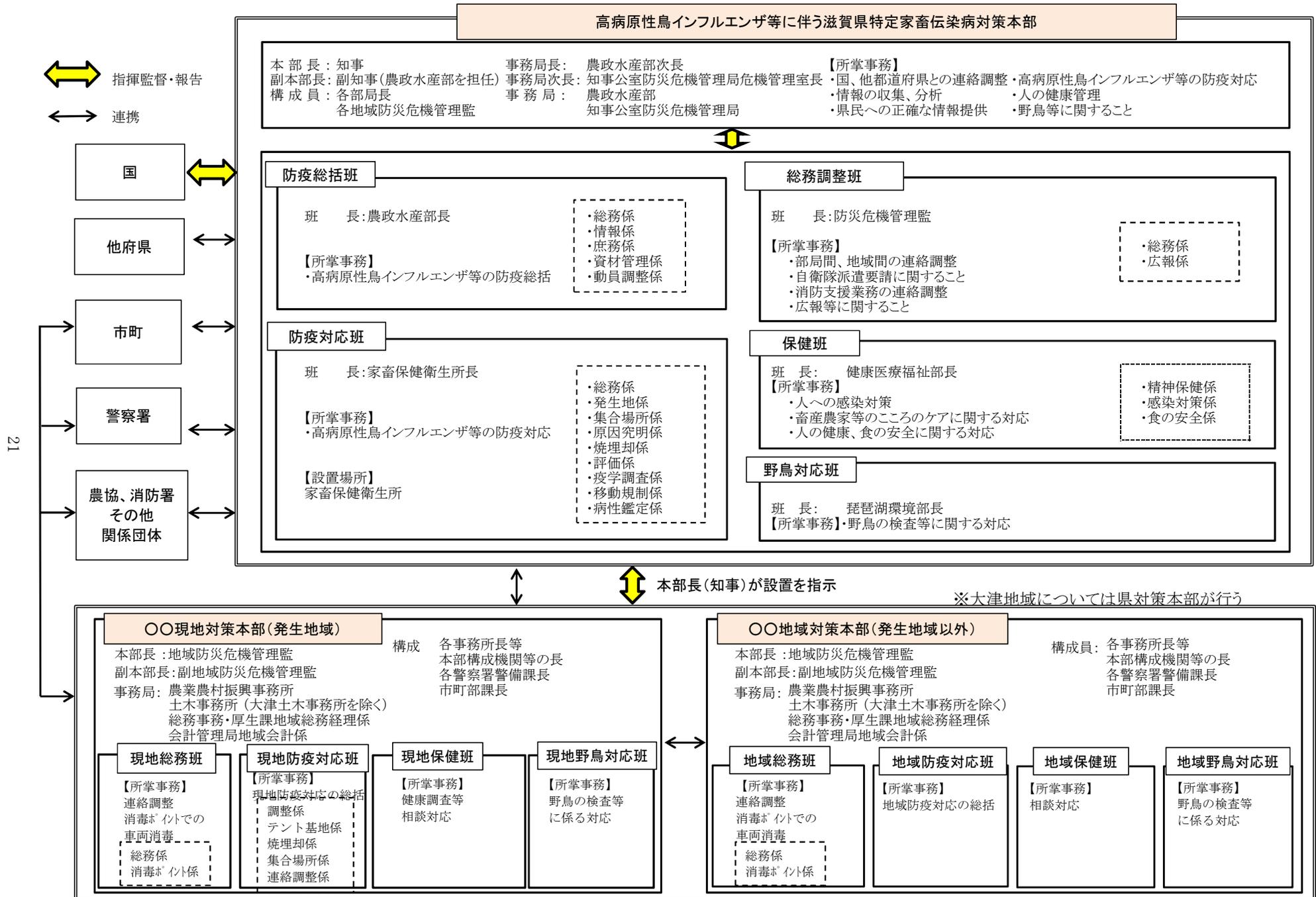
別表7 口蹄疫等の場合（班の設置：第6条関係）

班・係名	所掌事務	構成員
地域総務班		土木事務所
総務係	地域対策本部の総括 県対策本部等との連絡調整 防疫作業従事者等の動員調整	
消毒ポイント係	消毒ポイントの設営および両消毒	
地域防疫対応班	地域防疫対応の総括 消毒ポイントの調整および管理 資材等の調達、管理および輸送	農業農村振興事務所
地域野生動物 対応班*	野生動物に関する情報収集	森林整備事務所

※口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の場合に限る

(高病原性鳥インフルエンザ等の場合)

滋賀県特定家畜伝染病対策本部体制図【発生時】



第Ⅱ章 総則

第3 防疫作業従事者の動員方針

第3 防疫作業従事者の動員方針

県は、本病発生時の迅速な防疫措置に必要な人数を速やかに確保するため、あらかじめ発生農場における殺処分等の防疫措置、消毒ポイントの運営等の防疫作業に必要な従事者に関する動員計画を作成し、防疫作業従事者動員名簿を作成する。高病原性鳥インフルエンザ等発生時、県対策本部は、農場の規模に応じ必要な人数を算定、各部局および地域に防疫作業従事者動員名簿からの人員の選定を依頼し、防疫作業従事者リストを作成する。

1 防疫作業従事者動員名簿の作成（発生に備えた準備）

全庁体制での危機管理対応が必要であることから、畜産課は平時より毎年度当初および職員の異動等により必要が生じた場合に防疫作業従事者動員名簿を作成する。作成に当たっては、本庁については各部局主管課、地方機関については各地域特定家畜伝染病対策会議議長（地域防災危機管理監）に対し、次の（1）および（2）の内容に基づき、防疫作業従事者として動員が可能な職員の選定を依頼する。

（1）必要人数の考え方

ア 発生農場

防疫作業従事者動員名簿に必要な人数は、県内最大規模の飼養農家での発生を想定し、防疫指針に基づき、病性の判定後24時間以内の殺処分、72時間以内の焼埋却等の措置を完了するために必要な人数とする。（P36表1参照）

イ 消毒ポイント

原則、各消毒ポイントを管轄する現地対策本部および各地域対策本部からの動員とする。ただし、人員が不足する場合には、防疫作業従事者動員名簿から動員する。

（参考：必要人数の根拠）

- ・県内最大規模での発生を想定し、防疫措置完了までに必要な動員人数。（P36表1参照）
- ・消毒ポイントの補充要員、健康調査で防疫作業不適となる人員等を考慮し、各クール1割程度多い人員を確保する。
- ・農政水産部では所属人数の6割、他部局は4割を目安とし選定する。

（2）留意事項

ア 防疫作業従事者の選定に際しては、特殊な勤務形態で働く職員の安全と健康を守る趣旨から、厚生担当部局が示す留意事項等（P38別記1参照）を参考にする。

イ 本庁所属で各地域勤務の職員（※）については、各地域対策本部の動員対象とする。

（※）総務事務厚生課各地域総務経理係および会計管理局各地域会計係

ウ 家畜防疫員、家畜防疫連絡調整員、現地応援隊員および健康福祉事務所職員等、県対策本部の動員対象となる職員は、防疫作業従事者動員名簿の対象外とする。

2 防疫作業従事者リストの作成（発生時）

本病の発生が疑われる場合には、次の（１）および（２）の内容に基づき、防疫作業従事者リストを作成する。

（１）リストの作成の手順（県職員）

ア 発生農場の従事者

- （ア）県防疫対応班は、農場の規模に応じ、防疫措置に必要な防疫作業従事者数を算出し、県防疫総括班に報告する。
- （イ）県防疫総括班は、県防疫対応班からの内容を確認のうえ、本庁各部局主管課および各地域対策本部（現地対策本部は除く）へ必要人数を振り分け、防疫作業従事者の選定を依頼する。
- （ウ）本庁各部局および各地域対策本部は、各所管の所属長に防疫作業従事者動員名簿から防疫作業従事者の選定を依頼する。
- （エ）県防疫総括班は、本庁各部局主管課および各地域対策本部から提出されたリストをとりまとめて確認のうえ、従事者を決定し、県防疫対応班、県保健班、現地対策本部総務班および現地対策本部防疫対応班へ提示する。
- （オ）県防疫総括班は、本庁各部局主管課および各地域対策本部総務班へ決定したリストを提示する。

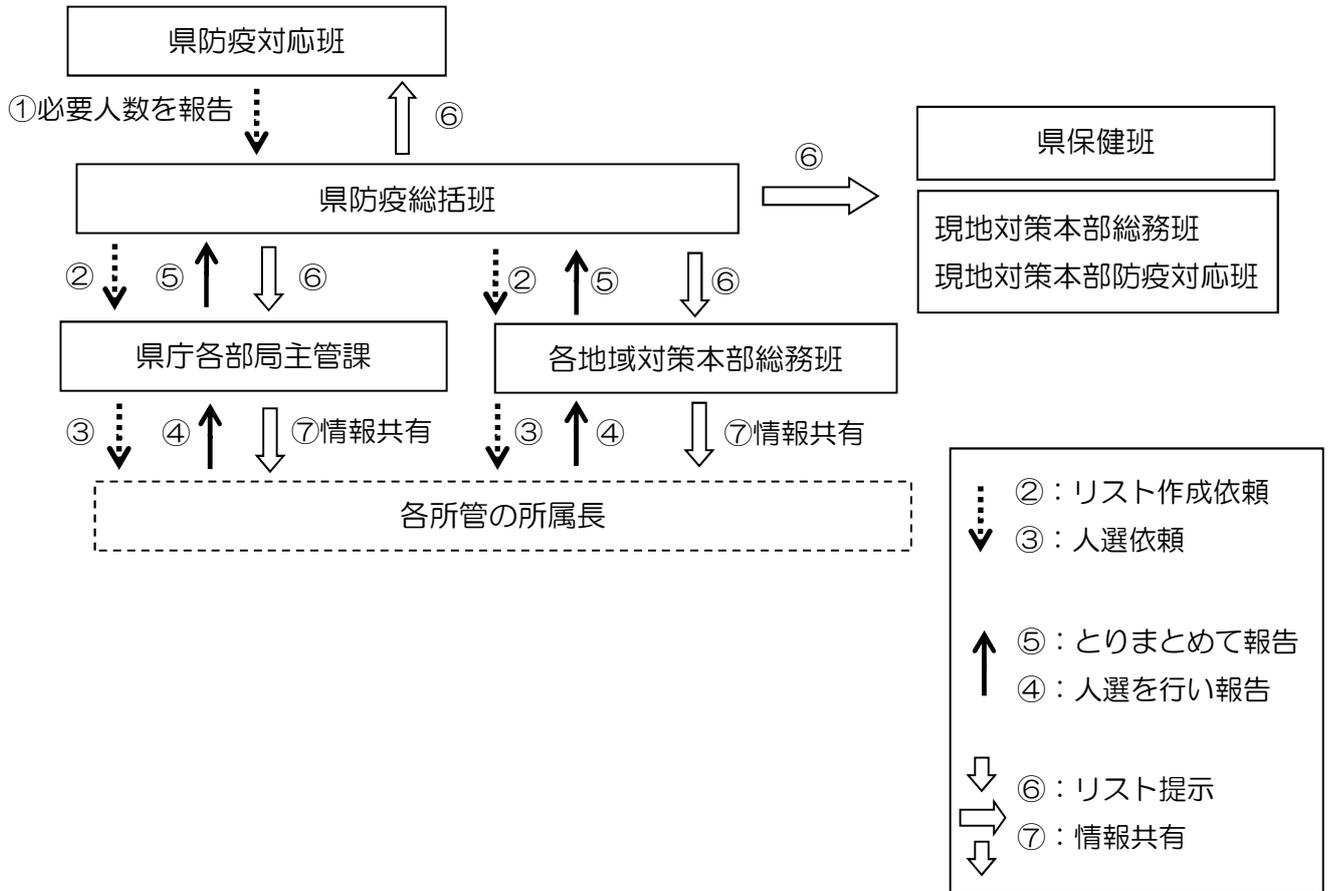
イ 消毒ポイントの従事者

- （ア）現地および各地域対策本部総務班は、消毒ポイントに必要な人員のリストを作成する。ただし、人員が不足する場合には、必要人数について県防疫総括班へ連絡する。
- （イ）必要人数の連絡を受けた県防疫総括班は、防疫作業従事者動員名簿からの消毒ポイントの従事者の選定について、アと同様の手順で調整を行う。

（２）留意事項

- ア 現地対策本部要員は、防疫作業全体の運營業務および消毒ポイントにおける人員確保を優先するため、防疫作業従事者リストの対象外とする。
- イ 発生農場での防疫作業は、原則として24時間体制で実施する。（P 37表2参照）
- ウ 防疫作業従事者の1クールあたりの動員時間は8時間（従事前の健康調査開始～従事後の健康調査終了まで）とし、うち農場内での作業は4時間とする。
- エ 病性判定後の第1クールの防疫作業従事者は、原則として本庁および地方の農政水産部職員のみとする。
- オ 病性判定から72時間以内の防疫作業従事者一人あたりの最大出役数は、原則として農政水産部では3回、他部局は本庁が1回、地方機関は2回とする。
- カ あらかじめ作業に従事させようとする者の家きんの飼養の有無を確認し、家きんを飼養している場合には、直接防疫業務に当たさせないようにする。
- キ 所属長は、職員の健康状態や家庭の事情等を十分配慮して選定する。

【参考】 発生時における防疫作業従事者リストの作成の手順



動員人数の目安(HPAIの場合)

表 1

第1クールには原則、殺処分班・サポート班・埋却(焼却)班を動員する。
汚染物品回収・消毒班は殺処分終了後に招集し、農場の規模により2から6班とする。

殺処分終了まで

1農場あたりの規模		～千羽	1万羽	3万羽	5万羽
殺処分班数(a)		2	3	3	3
殺処分終了予定クール		第1クール	第3クール	第5クール	第6クール
殺処分班 1班あたり	捕鳥係	3	4	6	6
	運搬係	2	6	6	10
	殺処分係	2	2	2	2
	袋(箱)詰係	2	2	2	2
	搬出係	2	2	2	2
	記録係	1	1	1	1
合計(b)		12	17	19	23
サポート班(c)		5	15	20	20
発生農場防疫作業従事者合計 =a×b+c		29	66	77	89
埋却地班 ^{注1}		0	10	10	10
(焼却地班) ^{注1}		(0)	(10)	(10)	(10)
防疫作業従事者数合計		29	76	87	99

注1: 埋却地班、焼却地班は第2クール以降に班編成する場合もある。

殺処分終了以降

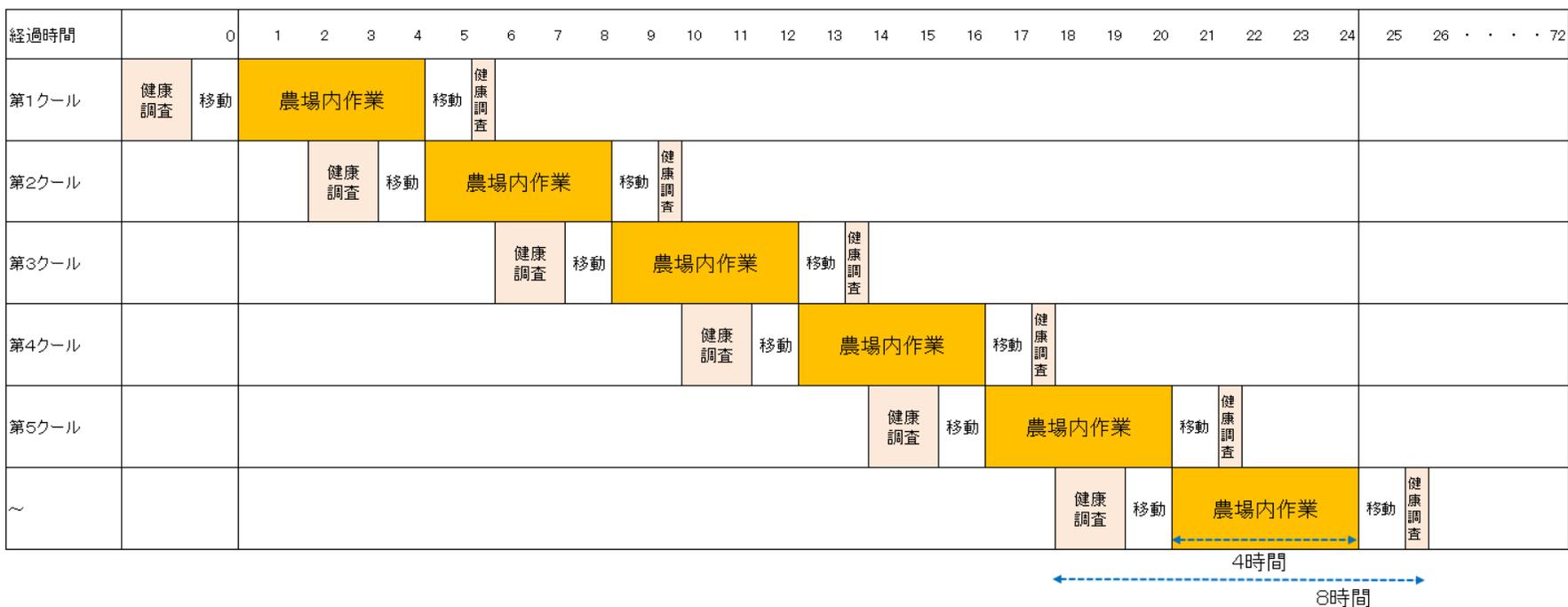
1農場あたりの規模		～千羽	1万羽	3万羽	5万羽
汚染物品回収・消毒班数(a)		2	5	5	6
防疫作業終了予定クール		第4クール	第7クール	第12クール	第15クール
汚染物品回収班・消毒班 ^{注2} (1班あたり)(b)		10			
サポート班(c)		5	15	20	20
発生農場防疫作業従事者合計 =a×b+c		25	65	70	80
埋却地班		0	10	10	10
(焼却地班)		(0)	(10)	(10)	(10)
防疫作業従事者数合計		25	75	80	90

注2: 10名1班で必要に応じ複数班参集。汚染物品回収後は農場消毒を行う。

防疫作業従事者の動員シフトの例

表2

- 動員時間 8時間（農場内の作業は4時間）
- 作業中、途中10分の休憩を3回はさむ(作業環境等により柔軟に対応)
- 休憩は、農場内で腰を下ろす休憩とし、トイレ・水分補給の必要な作業者のみ脱衣。



写

別記 1

滋 総 厚 第 1 4 7 号
令和 3 年(2021 年) 4 月 8 日

各 所 属 長 様

安全衛生管理責任者
総務部総務事務・厚生課長
(公 印 省 略)

家畜防疫に関する動員選定について (通知)

標記のことについては、高病原性鳥インフルエンザおよび口蹄疫等の発生時の防疫作業の初動防疫に関する防疫作業従事者動員名簿の作成等、動員体制を事前に整えるにあたり、各所属において、別添「家畜防疫に関する動員選定フロー図」に基づき、防疫作業に従事できる職員の選定をしていただきますようお願いいたします。

なお、選定にあたり個人のプライバシーに関する情報を様式 2「家畜防疫作業従事職員健康チェックリスト」(以下、チェックリストという)に記入することになるため、職員の日々の健康状態から判断して、提出が不要と思われる方まで健康チェックリストの提出を求めるものではありませんので御留意ください。また、健康チェックリストそのものの取り扱いについても、プライバシーの保護の観点から十分配慮願います。

動員選定に際して、産業医の意見を求める場合は、様式 1「防疫作業従事者動員選定にあたっての確認事項」および様式 2 チェックリストを令和 3 年 4 月 23 日 (金) までに当課健康管理係あてメールにて提出願います。

総務部総務事務・厚生課 健康管理係
T E L : 077-528-3166
e-mail : kenkou@pref.shiga.lg.jp

(参考)

※1 健康管理指導区分

ア 生活規制面

指 導 区 分		事 後 措 置 の 基 準
区 分	内 容	
A	勤務を休む必要のあるもの	休暇または休職の方法により、療養のため必要な期間勤務をさせない。
B	勤務に制限を加える必要のあるもの	症状によって、職場の変更、勤務場所の変更、休職等の方法により勤務を軽減し、かつ深夜勤務時間外勤務および長期または遠方への出張をさせない。
C	勤務をほぼ正常に行ってもよいもの	症状によって、深夜勤務、時間外勤務および長期または遠方への出張を制限する。
D	平常の生活でよいもの	

イ 医療面

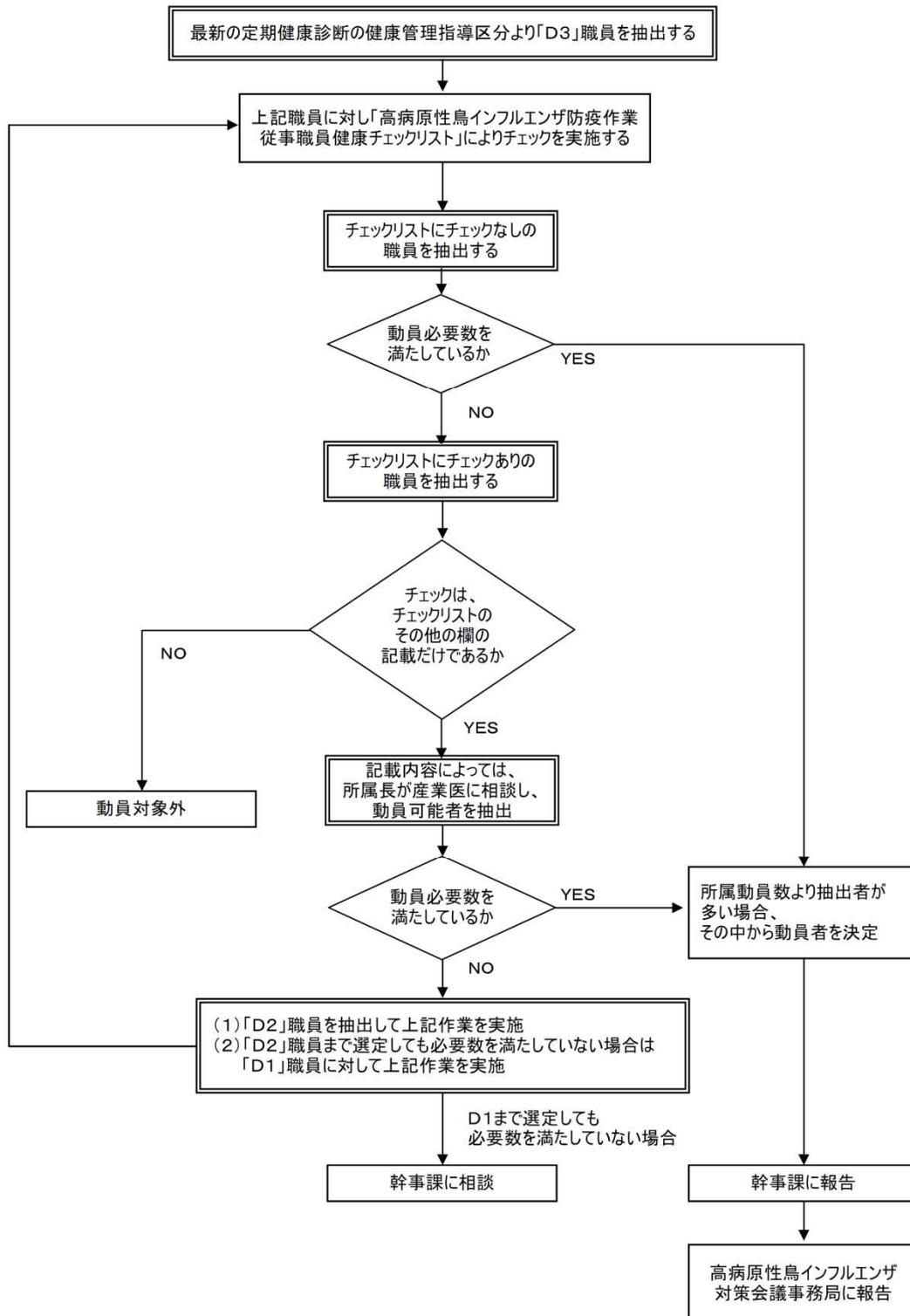
指 導 区 分		事 後 措 置 の 基 準
区 分	内 容	
1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関の紹介等により適正な治療を受けさせるようにする。
2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査および発病、再発防止のため必要な指導等を行う。
3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	

(滋賀県職員健康診断実施要綱)

※2 ハイリスク疾患：

- ・ 慢性呼吸器疾患、気管支喘息、慢性気管支炎、肺結核等
- ・ 慢性心疾患（心不全、弁膜症、心筋梗塞等）
- ・ 脳血管疾患（脳梗塞、脳出血等）
- ・ 代謝性疾患（糖尿病にてインスリン療法中の者、またコントロール不良な者等）
- ・ 高血圧症（コントロール不良な者）
- ・ 免疫不全疾患
- ・ 腎機能障害（透析治療中の者、その他腎機能障害により治療中の者）
- ・ その他、所属長が不適と判断する健康状態の者

高病原性鳥インフルエンザ防疫に係る動員選定フロー図



所属（電話）： _____（ _____ ）

氏名（年齢）： _____（ _____ 歳）

記載日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

【家畜防疫作業従事職員健康チェックリスト】

高病原性鳥インフルエンザおよび口蹄疫等の発生に伴い、防疫作業という特殊な勤務形態で働く職員の安全と健康を守るため、現在の健康状態を確認し、動員の可否を判定します。

下記疾患の有無について、該当する疾患がある場合には、必ず印を付してください。

【ハイリスク疾患の確認】 慢性呼吸器疾患（気管支喘息、慢性気管支炎、肺結核等） 慢性心疾患（心筋症、心不全、弁膜症、心筋梗塞等） 脳血管疾患（脳梗塞、脳出血等） 糖尿病でインスリン療法中 糖尿病でコントロール不良であると指摘されている 高血圧症でコントロール不良であると指摘されている 免疫不全疾患 透析療法中、その他腎機能障害により通院中**【長期療養の有無の確認】** 今年度、長期療養（30日以上の療養）後である**【その他】** 健康上、気になる点があれば自由にお書き下さい。

健康管理係処理欄

産業医による総合判定

D1・D2・D3

産業医名：

①

動員判定

可・否

受付印